

によつても相続税が大きく変わります。

相続税申告書は、原則、相続があつたことを知った日から10カ月以内に提出しなければなりません。つまり、10カ月以内に、戸籍の収集、財産の調査、評価、遺産分割協議、納税等、多くの手続きを

法定相続人が法定相続分にしたがつて、相続したものとみなして、相続税を納めます。未分割の場合、①配偶者の税額軽減が適用できない。②小規模宅地等の特例が適用できない。③農地等の納稅猶予が適用できない。④非上場株式等の納稅猶
て何より精神的苦痛が伴います。例えば、配偶者が2分の1を相続する場合、遺産分割協議がまとめられ、配偶者の税額軽減を適用して、相続税5000万円を準備すればよかつたのに、分割協議がま
とまらず、相続税1億

(きのした・はやと) 監査法人トーマツ名古屋事務所に入所後、2009年に「相続専門事務所」を掲げて税理士法人レディングを開設。年間30件以上の相続申告・年間200件以上の相続税相談を行っている。

今回のテーマは「争う相続が相続税を上げる！円満相続が相続税を下げる！」です。誰が何をもううかによつて相続税が変わるものでなく、相続発生日から10カ月以内に遺産分割がまとまるか否か

行わなければならぬのですが、その中でも、特に時間がかかるのが遺産分割協議です。

予が適用できない。⑤
物納ができない。これ
らのことにより、相続
税を多く払わなければ
ならなくなります。さ
らに預金等の名義変更
ができないことによる

円を納めなければならなかつた、また、小規模宅地等の特例を適用できれば0円だつた相続税が、分割がまとまらなかつたことにより数百万円の相続税を納

告期限後三年内の分割見込書」を合わせて提出してください。

的協議内容によつては
相続税が2倍になることも

前の話し合
に関する事
た遺産分割
続人を交え

相続専門税理士が教える 揉めない遺産の残し方

第6回



税理士法人レディング
(会員登録名古屋支店)

(愛知県名古屋市)

つた場合には、上記①